

議案第 5 6 号

和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 7 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第 1（第 4 条関係）			別表第 1（第 4 条関係）		
機関	事務		機関	事務	
(略)			(略)		
9 市長	(略)		9 市長	(略)	
			10 市長	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	
10 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの				
11 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの				
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	(略)	住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）による被保	1 市長	(略)	住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）による被保

		<p>険者に関する情報（以下「国民健康保険資格関係情報」という。）、和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例による助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童福祉施設の入所に関する情報（以下「児童福祉施設関係情報」という。）、<u>和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による助成に関する情報及び住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）</u>であって規則で定めるもの</p>			<p>険者に関する情報（以下「国民健康保険資格関係情報」という。）、和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例による助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童福祉施設の入所に関する情報（以下「児童福祉施設関係情報」という。）、<u>及び和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による助成に関する情報</u>であって規則で定めるもの</p>
2 市長	(略)	<p>住民票関係情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、児童福祉施設関係情報、国民健康保険資格関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者に関する情報（以下「後期高齢者医療保険資格関係情報」という。）、重度心身障害者医療費関係情報、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による賦課徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、<u>和光市子ども医療費助成に関する条例による助成に関する情報及び住登外者宛名情報</u>であって規則で定めるもの</p>	2 市長	(略)	<p>住民票関係情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、児童福祉施設関係情報、国民健康保険資格関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者に関する情報（以下「後期高齢者医療保険資格関係情報」という。）、重度心身障害者医療費関係情報、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による賦課徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報<u>及び和光市子ども医療費助成に関する条例による助成に関する情報</u>であって規則で定めるもの</p>
3 市長	(略)	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付に</p>	3 市長	(略)	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付に</p>

		<p>関する情報及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報（以下「障害者手帳関係情報」と総称する。））、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報（以下「教育・保育給付関係情報」という。）並びに住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>			<p>関する情報及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報（以下「障害者手帳関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報（以下「教育・保育給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
4 市長	(略)	住民票関係情報、教育・保育給付関係情報及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	4 市長	(略)	住民票関係情報及び教育・保育給付関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	(略)	地方税関係情報、国民健康保険資格関係情報及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	5 市長	(略)	地方税関係情報及び国民健康保険資格関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	(略)	国民健康保険資格関係情報、後期高齢者医療保険資格関係情報、障害者手帳関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護実施関係情報及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	6 市長	(略)	国民健康保険資格関係情報、後期高齢者医療保険資格関係情報、障害者手帳関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	(略)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、生活保護実施関係情報、重度心身障害者医療費関係情報及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	7 市長	(略)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、生活保護実施関係情報及び重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	(略)	地方税関係情報、障害者手帳関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給に関する情報（以下これらの情報を「障害児福祉手当関係情報」という。）及び住登外者宛名情報であって	8 市長	(略)	地方税関係情報、障害者手帳関係情報及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

9 市長	(略)	規則で定めるもの 後期高齢者医療保険資格関係情報及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	9 市長	(略)	後期高齢者医療保険資格関係情報であって規則で定めるもの
			10 市長	(略)	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る被扶養者に係る雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第1項の失業等給付又は同法第61条の6第1項の育児休業給付の支給に関する情報、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報、児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報、児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報、生活保護法第19条第

1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報、生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報、児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報、障害児福祉手当関係情報、道府県民税（地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）又は市町村民税（地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給又は同法第115条の45の地域支援事業の実施に関する情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法

律第115号)、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)第3条第1項の特別障害給付金の支給に関する情報、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)第25条第1項の年金生活者支援給付金の支給に関する情報、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条の経費の支弁に関する情報、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の援助の実施に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第18条第2号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給(都道府県知事が行うものに限る。)に関する情報、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第28条の休業補償、同法第28条の2第1項の傷病補償年金、同法第29条第1項の障害補償年金又は同法第31条の遺族補償年金の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立

の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報及び健康保険法第52条又は第127条の保険給付（同法第63条第1項に規定する療養の給付を除く。）の支給の申請を行う者に係る公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項であって規則で定めるもの

10
市
長

住登外者宛名
番号管理機能
による住登外
者の情報の管
理に関する事
務であって規

1の項から9の項までに定
める特定個人情報

則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用の援助に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	
1の2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 市長	(略)		
3 市長	(略)		
4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	
2 市長	(略)		
3 市長	(略)		
4 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年8月26日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

地方公共団体情報システム標準化において住登外者宛名番号管理機能を実装すること及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の整備等を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。